

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】令和4年6月22日(2022.6.22)

【公開番号】特開2022-42518(P2022-42518A)

【公開日】令和4年3月14日(2022.3.14)

【年通号数】公開公報(特許)2022-045

【出願番号】特願2021-213736(P2021-213736)

【国際特許分類】

C 1 2 C 5/02(2006.01)
 C 1 2 G 3/06(2006.01)
 A 2 3 L 2/00(2006.01)
 A 2 3 L 2/56(2006.01)
 A 2 3 L 2/38(2021.01)
 A 2 3 L 2/54(2006.01)

10

【F I】

C 1 2 C 5/02
 C 1 2 G 3/06
 A 2 3 L 2/00 B
 A 2 3 L 2/56
 A 2 3 L 2/38 J
 A 2 3 L 2/00 T
 A 2 3 L 2/38 A
 A 2 3 L 2/54

20

【手続補正書】

【提出日】令和4年6月14日(2022.6.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

30

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

2 - アセチルピラジンを0.07質量ppm以上含有し、アルコール分が1~15重量%である、ホップが用いられない加熱殺菌したビールテイスト非発酵飲料。

【請求項2】

原料として穀物を使用する、請求項1に記載のビールテイスト飲料。

【請求項3】

前記穀物が麦を含む、請求項2に記載のビールテイスト飲料。

40

【請求項4】

前記麦が、大麦、小麦、ハト麦、ライ麦、エン麦、およびそれらの麦芽、ならびにこれらのエキスからなる群から選択される1種以上を含む、請求項3に記載のビールテイスト飲料。

【請求項5】

2 - アセチルピラジンを0.2質量ppm以上含有する、請求項1~4のいずれか一項に記載のビールテイスト飲料。

【請求項6】

さらに、リナロール、または、2,5-ジメチル-4-ヒドロキシ-3(2H)-フランを含有する、請求項1~5のいずれか一項に記載のビールテイスト飲料。

50

【請求項 7】

前記リナロールの含有量が 0.005 質量 ppm 以上であり、前記 2, 5 - ジメチル - 4 - ヒドロキシ - 3 (2H) - フラノンの含有量が 0.07 質量 ppm 以上である、請求項 6 に記載のビールテイスト飲料。

【請求項 8】

アルコール分が 1 ~ 7 重量 % である、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載のビールテイスト飲料。

【請求項 9】

原材料にホップが用いられないビールテイスト非発酵飲料の製造方法であって、原飲料を 65 以上で 10 分間以上加熱殺菌する工程、および、

2 - アセチルピラジンの濃度を調整する工程、を含み、

前記ビールテイスト非発酵飲料が、2 - アセチルピラジン 0.07 質量 ppm 以上を含有する、前記製造方法。

10

20

30

40

50